

第6章 事業展開方針

事業展開方針は、施策に基づく具体的な個別事業の方向性・目標を示すものです。

1. 学校教育関係事業

基本方針1 社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成

施策方針(1) 学校・家庭・地域の連携

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 家庭・PTAとの協働による望ましい生活習慣・学習習慣づくり	<p>学校教育の基盤となるのは家庭教育です。社会状況の変化やライフスタイルの変化により、基盤づくりが十分とはいえない面が見られる現状があります。</p> <p>児童・生徒の望ましい生活習慣、学習習慣を定着させるために、PTA活動とも連携しながら、就学前も視野に入れて、講演会等やパンフレットを活用して各家庭への啓発活動を推進していきます。特に、近年、課題となっているメディアとのつきあい方の啓発に力を入れます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の充実 ・家庭教育講演会・講座(生涯学習室事業連携) ・『家庭教育ハンドブック』の活用促進など
② 地域全体で子どもを育み、地域が学校を支える仕組みの構築	<p>「地域とともにある学校づくり」を掲げて継続した取組を行なってきたこと、一定の成果がみられるようになりました。本町の児童・生徒の多くが地域とのつながりの中で学んでいるという意識をもっています。</p> <p>平成30年度に全小中学校がコミュニティ・スクールとなることを契機として、伯耆町ネットワーク会議での方向づけ、学校支援地域本部活動による支援をさらに熟成させることで、地域と学校を有機的に結びつけていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町ネットワーク会議 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール) ・地域学校協働本部事業(CSディレクターの配置) ・学校土曜授業、社会教育施設土曜事業 ・放課後子ども教室など

施策方針(2) 保育所・小学校・中学校の滑らかな接続

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の開発	<p>「保小中一貫教育」を推進することで、学習面と生活面で校種を超えた一貫した指導の効果が期待できます。さらに、本町の「目指す人間像」を具現化することをとおして、児童・生徒の成長を見守る職員の連携体制を形成することも必要です。</p> <p>平成29年から運用を開始した『保小中一貫カリキュラム』の活用を推進し、授業を中心とした合同研修会を充実させていきます。また、保育所職員と小中学校教職員が、児童・生徒の課題について情報交換する機会を確保していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『保小中一貫カリキュラム』の運用 ・保育所、小学校、中学校の児童・生徒交流活動 ・中学校教員の小学校への乗り入れ授業 ・伯耆町就学支援検討会 ・保育所職員、教職員の情報交換会、合同研修会など

施策方針（3）知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 確かな学力と規範意識の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	<p>学校教育において、「確かな学力と人間力の育成」を目指して取組を推進していきます。</p> <p>学力の面では、複数の学力調査の結果を基にして、学校の実態にあった学力向上推進計画を策定し、意欲を引き出す授業づくりと補充学習に取り組むことが必要です。さらに、外国語教育の充実に向けて、ALTの役割も大きくなっていきます。</p> <p>また、人間力の面では、道徳教育や人権教育を充実させるとともに、体力調査や健康診断の結果を基にして、体力向上、健康増進、食育に積極的に取り組むこと、さらには地域社会での体験的かつ課題解決的な学習を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学力調査の分析に基づく学力向上推進計画の推進 ・夏季等学力補充教室の実施 ・体力・運動能力調査結果に基づく体力向上計画の推進 ・町人権教育研究大会 ・中学校各1名、小学校1名のALT配置 ・栄養教諭等による食育の充実など
② 教職員の指導力の向上のための研修の充実	<p>教育効果を高める上で最も重要なのは、教職員の指導力の向上です。児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現できる指導力が求められています。また、「合理的配慮」を視野においた的確な個々の見取りをする力も必要です。</p> <p>教職員に求められる資質・技能を高めるために、各学校の校内研究会、合同研修会に外部講師を招聘します。また、日常の実践に即応できる研修会を主催していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修への外部指導者招聘 ・町教振研究大会での悉皆研修 ・町教委主催各種研修会の実施など

施策方針（4）人にやさしい学校教育環境の整備

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 人にやさしい学校教育環境の整備	<p>児童・生徒の育成及び教職員のスキル向上のためには、人にやさしい取組や環境づくりが欠かせません。</p> <p>特に、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や学習機会を提供するため、少人数学級（30人学級編制）の実施や学習支援員等の配置ならびに校務支援システムの活用により、子どもに向き合う時間を確保し、よりきめ細やかな学習指導体制の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちの悩みや課題に的確に対応できる取組を継続し、早期からの教育相談等の支援を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級編制の実施 ・学習支援員と学校司書の配置 ・校務支援システムの活用 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、早期支援コーディネーターの配置など
② 安全安心で質の高い教育を支え	<p>学校教育の充実には、教職員の指導だけでなく学びの場の環境を整備することも大切です。</p> <p>学校施設の耐震化は、平成28年度に完了し、今後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・スクールガードリーダーの配置

<p>る教育環境の整備</p>	<p>は法に基づき適切に管理するとともに施設・設備の長寿命化に取り組みます。</p> <p>また、スクールガードリーダーの継続配置やスクールバス運行体制の充実、自然災害時における緊急対応時の連携など安全安心を確保し、より充実した教育を受けることができる環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、学校給食センターでは、地産地消の推進を行うほか、給食センターの効率的で合理的な運営のため、調理業務を民間委託とします。あわせて施設老朽改修及び設備更新を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行体制の充実 ・ICT環境の整備 ・自然災害等緊急時対応方針の共有 ・給食センターにおける調理業務民間委託と管理、施設改修及び設備更新など
------------------------	---	---

2. 社会教育関係事業

基本方針2 学び続けるための環境づくり

施策方針(1) 生涯を通じて学ぶための環境の提供

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 生涯学習の推進</p>	<p>公民館、図書館、文化センターなどは、地域における学びの拠点であり、近年では地域の福祉活動や住民活動の場としても利用されています。</p> <p>いつでも、誰でも気軽に学ぶことができ、集い憩うことができるよう、住民の学習ニーズに応じた学習活動の充実、幅広い世代を対象にした事業の展開や情報発信などソフト面の一層の充実とバリアフリー化などハード面の整備充実を図ります。</p> <p>また、地域の人々や団体と連携しつつ、生涯学習推進体制の整備や地域の活性化に向けた活動の支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館改修又は空公共施設の有効活用 ・公民館を核とした住民活動の支援と関係課との連携 ・生涯学習情報の積極的な発信 ・公民館活動のさらなる充実と参加者の増員 ・地域指導者の発掘 ・成人団体の育成など
<p>② 読書活動の推進</p>	<p>図書館の利用促進と読書活動の推進のため、平成28年度に策定した「子ども読書推進計画」を推進するとともに、ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業、あたまいきいき音読教室等を関係機関と連携して実施します。</p> <p>また、様々な住民に対応した幅広い資料収集、図書整備を行い、町民の読書活動の拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進と読書活動の推進 ・ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業の実施 ・あたまいきいき音読教室の開催など

施策方針(2) スポーツ・レクリエーションで心と体の健康づくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 生活の中にスポーツがある暮らしの支援</p>	<p>住民誰もがスポーツや運動に親しみ・楽しむことができるよう、多様なスポーツとの出会いの場の提供や一人ひとりに応じたスポーツの指導体制の充実など、スポーツを生活の中で身近なものにします。</p> <p>(一社)スマイリースポーツクラブ、フィットネ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・子どものスポーツ活動の推進 ・ジュニアクラブの活動支援 ・スポーツクラブとの

	ス&スタジオパルとの連携・協力によりライフステージにあわせたスポーツ・レクリエーション活動の推進を目指します。	連携による健康づくりなど
② いつでも気軽にスポーツができる環境の整備	いつでも気軽にスポーツや運動ができるよう、スポーツクラブ等の活動・連携の支援や体育施設の充実など、日常的・継続的にスポーツ活動ができる環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の管理及び長寿命化工事の実施 ・ナイター施設の集約改善 ・スポーツ団体等の活動支援など
③ スポーツでつながり広がる交流・連携の推進	スポーツによる交流、スポーツ大会への住民参画や、より高いレベルを目指す選手への支援などを通じて、地域への誇りや一体感を醸成するなど、スポーツによる交流・連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアトライアスロンの開催支援 ・スポーツ交流の充実・支援 ・競技スポーツの支援など

施策方針（3）町全体で取り組む青少年の健全育成

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 町全体で子どもたちを育む「共育」「見守り」環境の整備	<p>子どもたちを育む地域の教育力の低下が懸念される中で、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを共に育て、共に学びあう「共育」や地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要とされています。</p> <p>そのため、青少年健全育成のための体制の強化を図るとともに、関係団体への支援や啓発活動の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共育」環境づくり ・青少年育成伯耆町民会議等関係団体の活動支援 ・PTA 協議会等との連携強化と活動支援 ・青少年によるボランティア活動の推進 ・地域指導者の発掘と養成など
② 家庭教育の充実	<p>家庭教育は、基本的な生活習慣の確立や自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、「教育の原点」です。</p> <p>家庭の教育力向上を図るため町関係部局、保護者、関係団体や地区住民等と連携し、子育て中の親同士の仲間づくりや相談体制の充実に努めるとともに、家庭の個別のニーズに応じた支援のあり方について検討し、地域全体で子育てを進める環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『家庭教育ハンドブック』の活用推進（再掲） ・放課後子ども教室の設置（再掲） ・スクールガードリーダーの配置（再掲） ・学校や関係課と連携した子育て教室等の開催など

施策方針（4）人権尊重のまちづくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 人権教育・人権啓	平成 28 年に、「部落差別解消法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の 3 法が施行されまし	・明るいまちづくり懇談会の充実等、教育・啓

<p>発の推進</p>	<p>た。あらゆる差別の解消に向けた研修は実施していますが、現実を見ると、実践はまだ不十分な状況にあります。</p> <p>これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、平成29年3月に第2次伯耆町人権施策推進計画を策定しました。計画の着実な実行により、すべての人権が尊重されるまちづくりを目指します。</p> <p>また、関係機関と連携して、より充実した人権教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発推進協議会の活動支援 ・相談業務の拡充 ・個別計画に基づく事業の推進 ・文化センター活動の充実など
--------------------	--	--

施策方針（5）芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 文化財の保存と活用</p>	<p>本町には、国の重要文化財である「石製鴟尾」を始めとする多くの貴重な文化財や「蛸舞式神事」などの伝統行事が存在します。</p> <p>町民が文化財や伝統行事をとおして、歴史や文化を誇りに思い、有形・無形の文化財を地域で大切に作る気運を醸成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査及び文化財保護 ・文化財教室等の開催 ・郷土学習の支援 ・文化財の保存・展示施設の整備 ・情報発信、周知活動の充実など
<p>② 地域芸術文化の振興</p>	<p>本町では、町立写真美術館、鬼の館や公民館を中心とした文化活動、岸本風神太鼓・鬼面太鼓など様々な文化活動が行われています。</p> <p>これら文化活動の支援、後継者の育成、文化・芸術にふれる機会の提供や町内の芸術家やその活動の周知を行うことで、地域の芸術文化の振興と豊かな人づくりに努めます。</p> <p>また、文化施設の利用促進に向けた事業の改善や施設の維持・修繕など適正な管理・運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事や地域文化活動の開催等支援 ・文化施設の整備及び利用促進 ・芸術文化活動の発表の場づくり ・町文化振興会などの文化芸術団体及び個人の活動支援と活動の周知など
<p>③ 芸術文化活動を通じた体験・交流の推進</p>	<p>町内で開催される芸術文化に関する事業として、町民音楽祭・町文化展・町内4公民館合同発表会があり、企画内容の充実を図るうえで、近隣の市町村と交流を図ることを検討します。</p> <p>沖縄県読谷村との教育交流事業は、参加する児童が交流を通じて町の文化歴史を学べ、郷土のすばらしさを実感する貴重な事業であるため継続的に実施します。</p> <p>また、写真美術館では、小中学校児童生徒、子ども会等を対象としたフォトスクールや講師を迎えてのワークショップ等を継続的に開催し、体験・交流に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部圏域の市町村との交流事業の取り組み ・読谷村教育交流事業の実施 ・フォトスクール、ワークショップなど